## 61—01 PDT

## 拒絶査定不服審判の請求の対象

## 1. 審判請求の対象

拒絶査定不服審判は、拒絶査定を受けた者がこれに不服であるときに、査定の当否を判断するために、さらに事件の審理をするものであり、法令の解釈、適用だけでなく、事実の認定をも見直す手続である(特§121①、意§46①、 $\underline{n}$ §44①)。

拒絶査定不服審判の請求の対象は、「拒絶をすべき旨の査定」である。

- 2. 商標法によりされる拒絶査定には、以下のものがある。
- (1) 商標(団体商標を含む。)登録出願についての拒絶査定(商§15)
- (2) 防護標章登録出願についての拒絶査定 (商 § 68②→商 § 15)
- (3) 防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願についての拒絶査定 (商§65の4①)
- (4) 商標権の指定商品の書換登録の申請についての拒絶査定(商附 § 6)
- (5) 防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請についての拒絶査 定(商附 § 23→商附 § 6)
- (6) 重複登録商標に係る最初の商標権存続期間の更新登録出願についての拒絶 査定(商標法等の一部を改正する法律(平成8年法律第68号)附§13①)

(改訂 H27.2)